

2021年1月15日

各位

インフラファンド発行者名  
タカラレーベン・インフラ投資法人  
代表者名 執行役員 菊池 正英  
(コード番号 9281)

管理会社名  
タカラアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 衛  
問合せ先 代表取締役副社長 菊池 正英  
TEL : 03-6262-6402

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会におきまして、下記のとおり、規約の一部変更及び役員選任に関して、2021年2月19日開催予定の本投資法人の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 1. 規約の一部変更について

- (1) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記にするため、現行規約第9条第3項を変更します。
- (2) 本投資法人は、現行規約第14条において、投資信託及び投資法人に関する法律第93条に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。この点、一昨年以降の少数投資主による投資主提案に係る事例における議論を契機に、みなし賛成制度について、当該制度が適用されることにより投資主全体による熟議を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される場合があり、投資法人の運営が滞りなく行われている限り投資法人の運営全般について基本的・包括的な了承を与えるのが一般的であるという投資主像を前提に導入されているみなし賛成制度が、その本来の趣旨とは異なる効果をもたらす可能性があるとの問題意識を持つに至りました。そして、このような問題意識を背景に、本投資法人におけるみなし賛成制度のあり方について、他投資法人における近時の状況も踏まえ、検討を行った結果、本投資法人としては、上記のようなみなし賛成制度の趣旨に鑑み、法令上、反対投資主に投資口買取請求権等による保護が与えられているかという観点も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人の支配構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案のうち、特に重要と考えられる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続に基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。具体的な対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法

人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案第14条第3項及び第4項関係）。

※規約変更の詳細については、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

## 2. 役員選任について

執行役員菊池正英並びに監督役員鈴木隆及び森田康裕は、2021年2月24日をもって任期満了となりますので、2021年2月25日付で改めて執行役員1名（菊池正英）及び監督役員2名（鈴木隆及び森田康裕）を選任するものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2021年2月25日付で補欠執行役員1名（高橋衛）の選任をお願いするものです。

- (1) 執行役員候補者  
菊池 正英（再任）
- (2) 監督役員候補者  
鈴木 隆（再任）  
森田 康裕（再任）
- (3) 補欠執行役員候補者  
高橋 衛（再任）

※役員選任の詳細については、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

## 3. 投資主総会等の日程

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 2021年1月15日 | 本投資主総会提出議案の承認にかかる役員会決議 |
| 2021年2月3日  | 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）     |
| 2021年2月19日 | 本投資主総会開催（予定）           |

以上

<別紙>

第6回投資主総会招集ご通知

※本投資法人のホームページアドレス：<https://tif9281.co.jp/>

(証券コード 9281)

2021年2月3日

投資主各位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号  
タカラレーベン・インフラ投資法人  
執行役員 菊池正英

## 第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、投資主総会当日のご来場を見合わせることをご検討ください。つきましては、後記の「投資主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、投資主総会当日のご来場を見合わせることをご検討ください。つきましては、後記の「投資主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年2月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、投資主様が保有している議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

(みなし賛成)

第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

## 記

1. 日 時 2021年2月19日（金曜日）午後3時  
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約第9条変更の件  
第2号議案 規約第14条変更の件  
第3号議案 執行役員1名選任の件  
第4号議案 補欠執行役員1名選任の件  
第5号議案 監督役員2名選任の件

以上

（お願い）

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://tif9281.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施させていただきます。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について」をご確認ください。
- ◎ 投資主総会終了後に開催を予定しておりました資産運用会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるため、中止することといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- なお、本投資法人の2020年11月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のホームページ (<https://tif9281.co.jp/>) にてご覧いただくことができます。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

本投資主総会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止のために以下の対応を行います。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- ・本投資法人役員及び運営スタッフは、体調確認の上、原則としてマスクを着用します。
- ・ご出席の際には、会場設置のアルコール消毒液のご利用と、マスクを着用してのご来場などの感染予防対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・建物入口玄関にて、サーモグラフィカメラによる検温を行い、サーモグラフィカメラで発熱の可能性があると検出された投資主様には、非接触体温計で再検温させていただく予定です。再検温で37.5度以上の発熱が認められた投資主様はご入館いただくことができず、そのほか、発熱、咳等の新型コロナウイルス感染を疑わせる症状がある投資主様についても会場内への入場をご遠慮いただくようお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。また、投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性があります。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び感染予防の観点から、必要な措置を講ずる場合がございますので、ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によっては本投資主総会の運営に変更が生じる場合又は上記の内容を更新する場合がございますので、本投資法人のホームページ (<https://tif9281.co.jp/>) にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約第9条変更の件

##### 1. 変更の理由

法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記にするため、現行規約第9条第3項を変更します。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（開催及び招集） 1. ～2. （省略） 3. 投資主総会は、 <u>平成29年</u> 2月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの2月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. （省略）	第9条（開催及び招集） 1. ～2. （現行どおり） 3. 投資主総会は、 <u>2017年</u> 2月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの2月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. （現行どおり）

## 第2号議案 規約第14条変更の件

### 1. 変更の理由

本投資法人は、現行規約第14条において、投信法第93条に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。この点、一昨年以降の少数投資主による投資主提案に係る事例における議論を契機に、みなし賛成制度について、当該制度が適用されることにより投資主全体による熟議を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される場合があり、投資法人の運営が滞りなく行われている限り投資法人の運営全般について基本的・包括的な了承を与えるのが一般的であるという投資主像を前提に導入されているみなし賛成制度が、その本来の趣旨とは異なる効果をもたらす可能性があるとの問題意識を持つに至りました。そして、このような問題意識を背景に、本投資法人におけるみなし賛成制度のあり方について、他投資法人における近時の状況も踏まえ、検討を行った結果、本投資法人としては、上記のようなみなし賛成制度の趣旨に鑑み、法令上、反対投資主に投資口買取請求権等による保護が与えられているかという観点も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人の支配構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案のうち、特に重要と考えられる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続に基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。

具体的な対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条 (みなし賛成)            1. ～ 2. (省略)            (新設)</p>	<p>第14条 (みなし賛成)            1. ～ 2. (現行どおり)            3. <u>前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。</u>  <u>(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任</u>  <u>(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u>  <u>(3) 解散</u>  <u>(4) 投資口の併合</u>  <u>(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u>            4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

### 第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員菊池正英は、2021年2月24日をもって任期満了となりますので、改めて2021年2月25日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第18条第2項本文の定めにより、就任する2021年2月25日より2年間とします。

なお、本議案は、2021年1月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
きく ち まさ ひで 菊 池 正 英 (1955年1月10日)	1977年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入行 2000年7月 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 八千代支店長 2002年5月 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 大阪支店営業第一部長 2003年6月 株式会社タカラレーベンへ出向 事業推進部長 2005年6月 株式会社タカラレーベンへ転籍 統括部長 2008年3月 株式会社タカラレーベン 内部監査室長 2014年3月 タカラアセットマネジメント株式会社へ出向 代表取締役社長 2014年10月 タカラアセットマネジメント株式会社へ転籍 代表取締役社長 2015年8月 タカラレーベン・インフラ投資法人 執行役員 就任（現任） 2016年10月 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長 2018年2月 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長 兼 投資運用部長 2018年3月 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長 兼 インフラファンド本部長 2018年6月 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長 兼 インフラファンド本部 投資運用部長 2020年1月 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長 2020年3月 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長 兼 経営管理部長（現任）	23口

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるタカラアセットマネジメント株式会社の代表取締役副社長兼経営管理部長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
3. 2021年1月15日現在、上記執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を23口保有しております。

#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年2月25日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第3号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第18条第4項本文の定めにより、第3号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

なお、本議案は、2021年1月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口の口数
たか かし まもる 高 橋 衛 (1970年8月3日)	1993年4月 1996年10月  1999年4月  2002年4月  2014年8月 2014年8月 2014年8月  2017年4月  2018年2月	オークラヤ住宅株式会社入社 有限会社横浜総合コンサルティング入社 第一地所株式会社（現 中央不動産株式会社）入社 株式会社新生銀行入行 不動産投資部部長、不動産ファイナンス部部長 株式会社タカラレーベン入社 タカラアセットマネジメント株式会社へ出向 投資運用部長 タカラアセットマネジメント株式会社 取締役投資運用部長 タカラアセットマネジメント株式会社へ転籍 取締役投資運用部長 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）	29口

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるタカラアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
2. 2021年1月15日現在、上記補欠執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を29口保有しております。

## 第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員鈴木隆及び森田康裕は、2021年2月24日をもって任期満了となりますので、2021年2月25日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第18条第2項本文の定めにより、就任する2021年2月25日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
1	すずき たかし 鈴木 隆 (1962年9月15日)	1988年4月 弁護士登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 1992年6月 University of Cambridge (Queens' College) 法学修士(LLM) 1992年9月 Allen & Overy法律事務所(英国) 勤務 1993年11月 Schellenberg & Haissly法律事務所(スイス) 勤務 1994年3月 アンダーソン・毛利法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 復帰 1996年1月 鈴木隆法律事務所開設 1999年6月 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) パートナー 2003年9月 京綜合法律事務所 パートナー(現任) 2006年10月 株式会社マネーパートナーズグループ(旧商号:株式会社マネーパートナーズ) 監査役 2008年5月 株式会社マネーパートナーズ 監査役 2013年8月 バンガード・インベストメンツ・ジャパン株式会社 監査役(現任) 2015年6月 株式会社マネーパートナーズグループ 取締役(監査等委員) 2015年8月 タカラレーベン・インフラ投資法人 監督役員 就任(現任) 2016年6月 フォスター電機株式会社 監査役(現任) 2019年10月 楽天インシュアランスプランニング株式会社 監査役(現任) 2019年10月 楽天少額短期保険株式会社 監査役(現任)	0口

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口の口数
2	もり た やす ひろ 森 田 康 裕 (1969年11月19日)	1992年4月  1997年1月  2007年12月  2009年2月  2009年10月 2009年10月  2015年8月  2016年4月  2018年6月	中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入行 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社 経済産業省経済産業政策局 出向 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）アドバイザーサービス部 復職 東京共同会計事務所 森田康裕公認会計士事務所 所長（現任） タカラレーベン・インフラ投資法人 監督役員 就任（現任） グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員（現任） 一般財団法人日本ADR協会 監事（現任）	0口

1. 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

<参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」に関する規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

## 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
電話 03-3666-0141



### 交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口10)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

### お願い

- 東京証券取引所ビルへのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 当日の駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。